



証券コード：8045

第86回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時 2022年6月24日（金曜日）午前10時

開催場所 神奈川県横浜市西区高島2丁目13番12号
崎陽軒本店5階

議 案	第1号議案	剰余金処分の件
	第2号議案	定款一部変更の件
	第3号議案	取締役6名選任の件
	第4号議案	監査役1名選任の件
	第5号議案	補欠監査役1名選任の件

目 次

第86回定時株主総会招集ご通知	1
(提供書面)	
事業報告	4
連結計算書類	20
計算書類	32
監査報告	40
株主総会参考書類	46

神奈川県横浜市神奈川区山内町1番地
横浜丸魚株式会社
代表取締役社長 小島 雅裕

第86回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第86回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、本総会における新型コロナウイルス感染症に対する株主様の安全確保および感染拡大防止の観点から、健康状態にかかわらず、本株主総会当日のご来場は見合わせていただき、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月23日（木曜日）午後6時までに議決権行使していただくことをお願い申しあげます。また、本株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスクの着用など、感染防止対策へのご協力をお願い申しあげます。なお、本株主総会会場におきまして、当社の判断に基づき、安全確保及び感染拡大防止のために必要な体温計測、消毒のお願い、会場入室制限等の措置を講じる場合もございますので、ご協力のほどお願い申しあげます。

敬 具

記

① 日 時	2022年6月24日（金曜日）午前10時
② 場 所	神奈川県横浜市西区高島2丁目13番12号 崎陽軒本店5階
③ 株主総会の目的事項	報告事項 1. 第86期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第86期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役6名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件 第5号議案 補欠監査役1名選任の件 各議案の概要は、後記の「株主総会参考書類」（46～55頁）に記載のとおりであります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト（アドレス <https://www.yokohama-maruum.co.jp>）



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時
(受付開始：午前9時30分)

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月23日（木曜日）
午後6時到着分まで

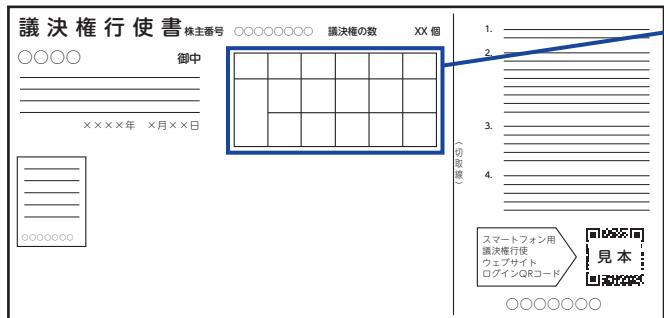
インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月23日（木曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



*議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・4・5号議案

- 賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➡ 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➡ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ➡ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号を記入ください。

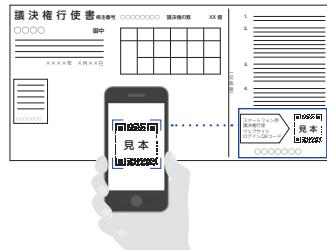
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

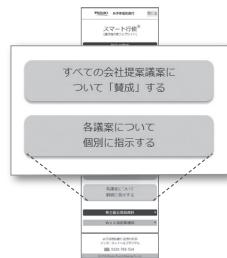
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



* 「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

*QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

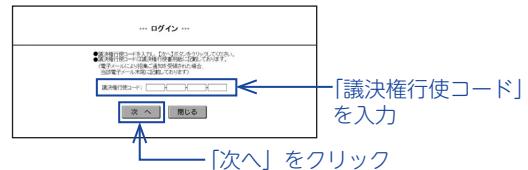
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

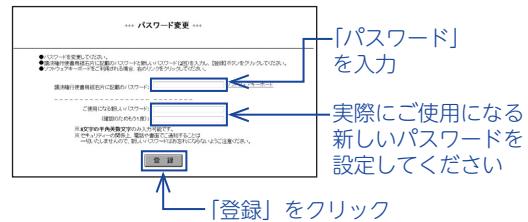
1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

*操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

提供書面

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が繰り返し発令される等、経済活動に大きな制約を受けました。その後、新型コロナウイルス感染症の第5波に対する緊急事態宣言の解除やワクチン接種率の増加に伴う感染者の減少もあり、経済活動は徐々に正常化に向かうものの、第6波の到来、オミクロン変異株の出現も影響し、サプライチェーンの混乱が回復しきれず、依然として厳しい状況で推移いたしました。オミクロン変異株の重症化率や死亡率の低さを踏まえ、防疫措置を緩和する動きは広がっているものの、家計の貯蓄は依然として過剰を示しており、需要回復の遅れが続きました。

世界情勢を概観しますと、国や地域によるばらつきを伴いつつも、政策効果に支えられ、総じてコロナ危機による落ち込みから回復基調となりました。欧米先進国では、ワクチン接種率が上昇し、防疫と経済活動の両立が進みましたが、部品・原材料不足の深刻化、資源価格の高騰、中国の電力不足による生産減速などの影響から、回復のペースは減速いたしました。また、ロシアによるウクライナ侵攻が、資源・原材料高に拍車をかけ、地政学リスクによる調達難が世界経済に悪影響を及ぼしたことで景気回復に陰りが生じ、先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような状況の下、当社グループは、中期経営計画「第5次MMプラン」の2年目として神奈川エリアを中心とした水産物流通システムの構築を実現すべく、顧客密着型営業の展開によってグループ一丸となって邁進してまいりましたが、その成果は限定的であり、取り巻く環境の変化が大きく、中期経営計画「第5次MMプラン」の最終年度へ課題を残す結果にいたりました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の連結業績は、

売上高	375億92百万円
経常利益	98百万円 (前連結会計年度比 54.8%減)
親会社株主に帰属する当期純利益	1億60百万円 (前連結会計年度比 44.8%減)

となりました。なお、売上高につきましては当連結会計年度より収益認識基準を適用しており、前連結会計年度比は表示しておりません。

	第85期 (2021年3月期)	第86期 (2022年3月期)	前連結会計年度比	
	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	増減率
売上高	41,286	37,592	—	—
経常利益	217	98	△119	54.8%減
親会社株主に帰属する当期純利益	290	160	△130	44.8%減

(注) 売上高につきましては当連結会計年度より収益認識基準を適用しており、前連結会計年度比は表示しておりません。

セグメント別の状況は、以下のとおりであります。

水産物卸売事業

収益認識基準適用

売上高

29,942百万円

当社グループの中核事業が位置する水産物卸売事業におきましては、供給制約や資源価格の高騰、欧米を中心としたインフレ率の上昇など、新たなグローバルリスクも顕在化し、海洋環境の変化による漁獲量の減少も相まって、集荷に大きな影響が生じ、仕入単価の上昇を販売単価に転嫁しきれず、業績は厳しい環境のまま推移いたしました。

この結果、水産物卸売事業の収益認識基準適用による売上高は299億42百万円となり、営業損失は102百万円（前連結会計年度営業損失25百万円）となりました。



水産物販売事業

収益認識基準適用

売上高

7,284百万円

当社グループの中央卸売市場及び地方卸売市場以外における水産物販売事業におきましては、当社グループの中期経営計画「第5次MMプラン」の顧客密着型営業の取組みにより、グループネットワークを最大限に活用し、水産物販売事業に邁進してまいりましたが、繰り返し発令される緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に加えて、消費者に根付いた新型コロナウイルス感染症対策による自発的な自粛が、対面型サービス業や外食産業を中心に大きな影響を受け、宣言解除後の改善傾向に乗り切れず、回復の遅れが長期化いたしました。

この結果、水産物販売事業の収益認識基準適用による売上高は72億84百万円となりましたが、営業損失は113百万円（前連結会計年度営業損失158百万円）となりました。



不動産等賃貸事業

売上高

114百万円

(前連結会計年度比4.9%減)

不動産等賃貸事業におきましては、管理賃貸物件の売却及び自社利用による減少はあったものの、新たな管理賃貸物件の取得により、安定的な収益体制が稼働いたしました。

この結果、不動産等賃貸事業の売上高は1億14百万円（前連結会計年度比4.9%減）となりましたが、住宅用不動産の新規取得による費用が増加したため、営業利益は52百万円（前連結会計年度比38.7%減）となりました。



運送事業

売上高

250百万円

(前連結会計年度比4.2%増)

当社グループの水産物流通を補完する運送事業におきましては、当社グループの中核事業であります水産物卸売事業の新規取引先の増加や市場施設の有効利用による物流の変化が影響し、業績は回復基調で推移いたしました。

この結果、運送事業の売上高は2億50百万円（前連結会計年度比4.2%増）となり、営業利益は12百万円（前連結会計年度比8.8%増）となりました。



② 設備投資の状況

当連結会計年度において東京都世田谷区玉川の賃貸用不動産（906百万円）を取得いたしました。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

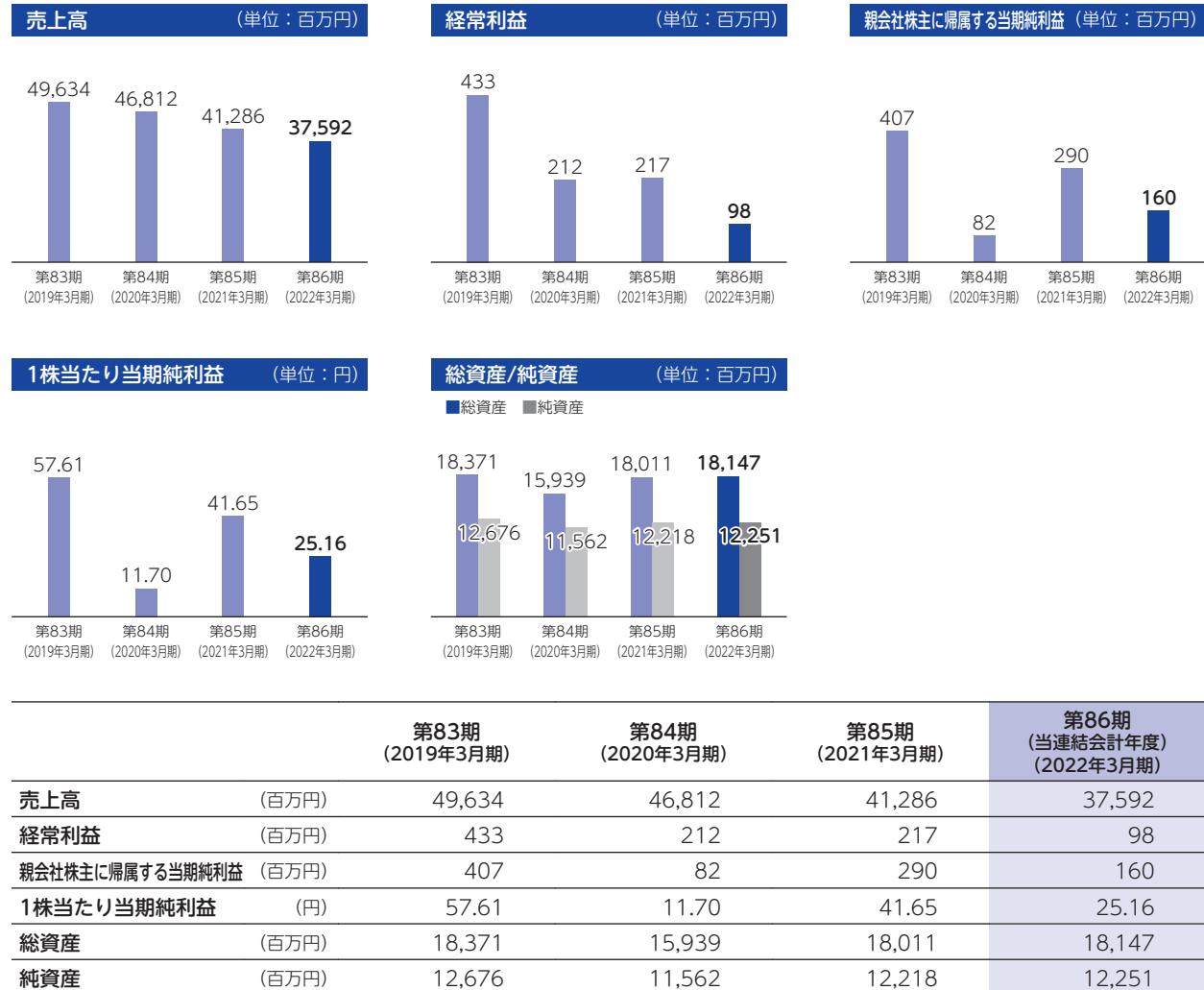
⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



(注)当連結会計年度より売上高につきましては収益認識基準を適用しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金（千円）	当社の出資比率（%）	主要な事業内容
株式会社ハンスイ	97,500	100.0	水産物販売事業
川崎丸魚株式会社	50,000	51.0	水産物卸売事業
館山丸魚株式会社	25,000	100.0	水産物販売事業
株式会社横浜魚市場運送	10,000	100.0	運送事業

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、ロシアによるウクライナ侵攻の状況や新型コロナウイルス感染症の再拡大ペースとワクチン及び治療薬の有効性と普及時期の不透明感により、引き続き厳しい状況で推移することが想定されます。水産物流通業界におきましても、W i t h コロナによる自主的な3密回避が新しい生活スタイルとして定着し、厳しい経営環境が続くものと想定されます。このような状況において、当社グループは取引先ならびに従業員の安全を最優先に考えた上で、社会的責任であります水産物の安定供給に取り組んでまいります。

また、2020年度から2022年度までの3ヵ年の中期経営計画「第5次MMプラン」～Challenge 2023令和新時代への再挑戦～の最終年度として、当社が目指す姿に到達できるよう、「顧客密着型営業の展開」及び「プロフェッショナル人財の輩出」の2つを最重要戦略として、持続的な成長と発展に努めてまいります。

全体戦略、財務戦略及びセグメント別の事業計画

【全体戦略】

水産物卸売事業と水産物販売事業を事業の中心として据え、S D G s 並びにE S Gの視点を取り入れ、資源保護と水産物の安定供給を行い、成長に繋がる基盤強化に向けた設備投資を必要に応じて実施し、中期経営計画の最重要戦略である「プロフェッショナル人財」を輩出し、「顧客密着型営業の展開」を行い、最終的には当社グループの総合力を強化してまいります。

【財務戦略】

当社は、利益配分につきまして、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。配当金につきましては、株主各位への利益還元の重要な手段であると認識しており、その算定方法といたしましては、各事業年度の連結自己資本配当率（DOE）に基づき株主各位への安定的な配当を継続

することを基本方針とし、連結自己資本配当率（DOE）1.0%を目安に配当を実施いたします。また、安定配当継続の基本方針に合わせまして、資本効率や市場環境などを考慮のうえ自己株式の取得を機動的に実施することといたします。

【セグメント別の事業計画】

①水産物卸売事業

中期経営計画の最重要戦略であります「顧客密着型営業の展開」を念頭に置き、集荷力向上に向けた集荷体制を整備し、グループ全体の利益を創出できるように進めてまいります。

②水産物販売事業

様々な商品情報が満ち溢れた横浜市・川崎市中央卸売市場との情報共有を図り、グループシナジーと付加価値を付けた差別化商品の販売強化などを通じて、収益力の強化を図ってまいります。また、さらなる「食の安全・安心」の実現のため、品質管理の強化と徹底した低温管理のために設備投資を行ってまいります。

③不動産等賃貸事業

既存賃貸物件の安定的な運用と賃貸管理を通して、安定収益を確保しつつ、新たな安定収益確保に繋がる可能性のある賃貸物件につきましては、入念に分析を行ながら、積極的な投資を行ってまいります。

④運送事業

中期経営計画の経営戦略の一つでありますローコストオペレーションを実現すべく、グループ全体の物流コスト削減や顧客サービスの強化に繋がる物流ソリューションの構築を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも何卒ご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、当社及び子会社4社で構成され、中央卸売市場及び地方卸売市場における水産物卸売事業を中心事業とし、量販店及び外食産業等へ販売する水産物販売事業、さらに賃貸マンション等の不動産等賃貸事業及び運送事業を行っております。

セグメント	事業の内容
水産物卸売事業	横浜市及び川崎市中央卸売市場並びに川崎市地方卸売市場において、水産物卸売事業を行っております。
水産物販売事業	中央卸売市場等から仕入れた水産物を、量販店及び外食産業等へ販売する事業を行っております。
不動産等賃貸事業	賃貸マンション等の不動産賃貸の事業を行っております。
運送事業	水産物の運送等の事業を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

横浜丸魚株式会社	本 社	横浜市神奈川区
	川崎北部支社	川崎市宮前区
川崎丸魚株式会社（子会社）	本 社	川崎市幸区
株式会社ハンスイ（子会社）	本 社	横浜市瀬谷区
	湘 南 支 店	神奈川県小田原市
	三 多 摩 支 店	東京都八王子市
館山丸魚株式会社（子会社）	本 社	千葉県館山市
株式会社横浜魚市場運送（子会社）	本 社	横浜市神奈川区

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
184 (78) 名	△4(△8) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、有期契約社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
95 (28) 名	△11 (△1) 名	43.9歳	18.8年

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、有期契約社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 使用人数には、当社から社外への出向者（27名）を除いております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社横浜銀行	708百万円
株式会社みずほ銀行	87百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 29,298,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 7,261,706株 (自己株式894,765株含む) |
| ③ 株主数 | 1,400名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
マルハニチロ株式会社	731	11.49
株式会社極洋	497	7.81
浜銀ファイナンス株式会社	327	5.14
株式会社横浜銀行	317	4.97
株式会社岡三証券グループ	252	3.95
東都水産株式会社	210	3.29
横浜冷凍株式会社	207	3.26
株式会社ニチレイフレッシュ	194	3.05
築地魚市場株式会社	187	2.94
株式会社八丁幸	152	2.38

(注) 1. 当社は自己株式を894,765株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式 (894,765株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況 (2022年3月31日現在)

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

氏名	会社における地位、担当及び重要な兼職の状況	
芦澤 豊	代表取締役社長	
橋本 和弘	専務取締役	川崎北部支社長
松尾 昌彦	常務取締役	本社営業担当
石川 和宏	常務取締役	総務担当
柴原 哲	取締役執行役員	川崎北部支社長代理
源波 秀樹	取締役執行役員	本社営業一部長兼経営企画室部長
小島 雅裕	取締役	川崎丸魚株式会社代表取締役社長
堀 晶子	社外取締役(非常勤)	弁護士
青井 俊夫	社外取締役(非常勤)	株式会社レンブラントホールディングス顧問
多紀 知彦	監査役(常勤)	
牛嶋 素一	監査役(非常勤)	
鯉沼 一光	監査役(非常勤)	マルハニチロ株式会社執行役員

(注) 1. 取締役堀 晶子氏及び青井 俊夫氏は、社外取締役であります。

2. 監査役牛嶋 素一氏及び鯉沼 一光氏は、社外監査役であります。

3. 監査役栗山 治氏は2021年6月25日開催の第85回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。

4. 監査役牛嶋 素一氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 取締役堀 晶子氏、青井 俊夫氏及び監査役牛嶋 素一氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

6. 社外取締役及び社外監査役の他の法人等の兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、後記の「⑧ 社外役員に関する事項」に記載しております。

7. 取締役小島 雅裕氏は、2022年4月1日付にて代表取締役社長に就任いたしました。

8. 取締役芦澤 豊氏は、2022年4月1日付にて取締役相談役に就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役堀 晶子氏及び社外取締役青井 俊夫氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

③ 当事業年度における取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員(名)	支給額(百万円)
取締役（うち社外取締役）	11 (3)	70 (5)
監査役（うち社外監査役）	5 (3)	17 (4)
合計（うち社外取締役・社外監査役）	16 (6)	87 (9)

- (注) 1. 上表には2021年6月25日開催の第85回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）及び監査役2名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役及び監査役の支給額には、業績連動報酬等及び非金銭報酬等に該当する金額はありません。

④ 当事業年度において支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第70回定時株主総会において年額161百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いたしております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名です。

監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第70回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いたしております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

⑥ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、社外取締役及び各監査役からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

イ. 基本方針

取締役の報酬については、経営方針に従い株主の皆様の期待に応えるよう、役員が継続的かつ中長期的な業績向上を図り、当社グループの価値の増大に資するための報酬体系を原則としつつ、経営環境、業績、従業員に対する処遇との整合性を考慮し、適切な水準を定めることを基本としております。なお、個々の報酬については、株主総会の決議により決定された総額の範囲内で、取締役会の決議により委任された代表取締役社長が決定することとしております。

ロ. 役員報酬制度の基本哲学

- ・企業の使命実現を促すものであること。
- ・優秀な人材を確保・維持できる金額水準と設計であること。

- ・当社の中期経営戦略を反映する設計であると同時に、中長期な成長を強く動機づけるものであること。
- ・短期志向への偏重や不正を抑制するための仕組みが組み込まれていること。
- ・株主や従業員をはじめとしたステークホルダーに対する説明責任の観点から透明性、公正性および合理性を備えた設計であり、これを担保する適切なプロセスを経て決定されること。

ハ. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、役位、職責に応じて在任年数、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定し、確定年額を換算した月例の固定報酬としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して役職別に基準額を定めて支給しております。監督機能を担う社外取締役については業務執行から独立した立場であるため、その職務に鑑みた基本報酬を支給することとしております。

二. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、取締役会より委任を受けた代表取締役社長は種類別の、別に定める報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

役位	基本報酬	非金銭報酬等
代表取締役	100%	0%
専務取締役	100%	0%
常務取締役	100%	0%
取締役	100%	0%
社外取締役	100%	0%

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的な内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額としております。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社外取締役及び各監査役に原案を諮問し答申を得ており、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容に沿って決定をしなければならないこととしております。

ヘ. 2020年度から2022年度までの3ヵ年の第5次中期経営計画に対応した役員報酬制度

当社は、2020年度から2022年度までの3ヵ年を第5次中期経営計画「Challenge2023 令和新時代への挑戦」に取り組む期間と位置づけております。2020年度から2022年度までは、引き続き顧客密着型営業の

展開に取り組みつつ、プロフェッショナル人財を輩出できる環境を構築し、企業成長を加速させていくことに対応した報酬を基本報酬に反映し、支払っております。主要な経営指標等の財務的な数値についてはもちろん、経営理念やコーポレートスローガンを反映した長期戦略の実現度合こそが役員基本報酬の決定に重要な判断材料となります。

⑦ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役 芦澤 豊氏に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、役員報酬等の内容の決定に関する方針に沿って、各取締役の担当部門について評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、社外取締役及び各監査役に原案を諮問し答申を得て、その妥当性について確認しております。

⑧ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 取締役青井 俊夫氏は、株式会社レンプラントホールディングスの顧問を兼務しております。当社と株式会社レンプラントホールディングスとの間には、特別な関係はありません。
- 監査役鯉沼 一光氏は、マルハニチロ株式会社の執行役員を兼務しておりますが、2022年4月1日付にて大東魚類株式会社の取締役顧問に就任しております。また、当社はマルハニチロ株式会社との間に製品販売の取引関係があります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（18回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 堀 晶子	18回	100.0%	—	—
取締役 青井 俊夫	14回	100.0%	—	—
監査役 牛嶋 素一	18回	100.0%	13回	100.0%
監査役 鯉沼 一光	14回	100.0%	10回	100.0%

- (注) 1. 取締役青井 俊夫氏は、2021年6月25日就任以来開催の取締役会14回に対する出席回数、出席率を表示しております。
2. 監査役鯉沼 一光氏は、2021年6月25日就任以来開催の取締役会14回及び監査役会10回に対する出席回数、出席率を表示しております。

・取締役会及び監査役会における発言状況ならびに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役 堀 晶子	弁護士としての専門的見地から、取締役会において当該視点から積極的に意見を述べており、独立した立場で取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。また、当社経営課題に対する社外役員間での認識共有を図るなど、当社のコーポレートガバナンスの向上に大いに寄与されております。
取締役 青井 俊夫	他社での豊富な企業経営の経験と高い見識から、企業経営について実効性の高い監督・助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために十分な役割・責務を果たしております。また、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
監査役 牛嶋 素一	長年にわたる企業経営の豊富な経験を生かし、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜必要な発言を行っております。
監査役 鯉沼 一光	企業経営の経験と実績を生かし、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、内部監査について適宜必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

有限責任監査法人トーマツ	支払額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額（注）	28,000
当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	28,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 2. 監査役会は、会計監査人の有限責任監査法人トーマツから説明を受けた当事業年度の監査計画に係る監査時間・配置計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断し、同意いたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容を決定いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

会社計算規則第131条に定める会計監査人の職務の遂行に関する事項について、職務の遂行が適正に実施されることが確保できないと判断したときは、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容

を決定いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

2015年7月23日開催の取締役会において、当社及びその子会社が「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正性を確保するための体制」の整備に関する基本方針を一部改定する決議をいたしました。改定後の概要は次のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びその子会社（以下、当社グループという）は、「横浜丸魚株式会社経営理念」及びコンプライアンスに関わる規程を整備し、倫理法令遵守に必要な体制を構築しております。財務諸表の作成にあたり、財務担当役員、監査役及び会計監査人の間で主要な会計方針等の事前協議を行っており、財務諸表をはじめとした証券関係法令等に基づく企業情報の開示については、規程に基づく必要な手続きを経たうえ、取締役会等において決定しております。また、内部監査部門により、法令及び規程等への適合性について、当社グループの業務全般を対象に監査を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書又は管理情報の保存及び管理の方法を定めた規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を記録し、保存及び管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、業務執行取締役、執行役員及び各部門責任者が担当業務に関するリスク管理を行い、適宜に常設又は臨時の会議体で関係組織の責任者にその状況を報告することにより、リスクの現実化の未然防止と発生時の迅速な対処を可能としております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、規程に基づく意思決定ルール及び職務権限の整備並びに取締役会による中期経営方針及び事業計画の策定のほか、取締役及び執行役員等で構成する会議体の設置等により、取締役の職務執行の効率化を図っております。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの内部統制システムの運用については、各部門責任者の責任のもと各部門が自律的にマネジメントを行っております。

総務部門は、会社全体の内部統制システムの構築・運用を企画・推進いたします。

社員は、法令及び規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負います。法令違反行為等を行った社員については、

就業規則に基づき懲戒処分を行っております。

社員及びその家族、請負先社員等から業務遂行上のリスクに関する相談・通報を受け付ける内部通報制度を設置・運用いたします。

法令及び規程遵守のための定期的な講習会の実施やマニュアルの作成・配布等、社員に対する教育体制を整備・充実いたします。

⑥ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、「横浜丸魚株式会社経営理念」に基づき、各社の事業特性を踏まえつつ、事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行っております。当社取締役、部門責任者及び子会社社長は、業務運営方針等を社員に対し周知・徹底いたします。

また、子会社に企業倫理担当役員を設置し、経営幹部に関わる問題自体を当社に適時報告することとしており、当社は必要な指導等を行っております。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務遂行を補助する専任の使用人を置いた場合、その使用人の人事異動、評価等について監査役会に事前に説明し、その意見を尊重し対処いたします。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人には、会社の業務執行に係る職務を兼務させず、取締役からの独立性を高めるとともに、当該使用人に対する監査役の指示の実効性確保に努めております。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役の職務の遂行に必要なものとして求められた事項について、速やかに監査役または監査役会に報告を行っております。

また、監査役に報告を行ったことを理由として不利な取扱いを一切行わないこととし、その旨を周知徹底しております。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行のために必要な費用又は債務を会社に対して請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を負担しております。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役からの求めに応じて、代表取締役は監査役との定期的な意見交換の場に出席し、適時に重要な情報を共有できるようにしております。また、当社グループの取締役及び使用人は、監査役からの求めに応じて、常に現状よりも効果的な報告に関する体制の構築に努めております。

⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、金融商品取引法の定めに従って、健全な内部統制環境の保持に努めております。また、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保いたします。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、また、不当な要求に対しては、断固としてこれを拒否いたします。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	6,900
現金及び預金	2,315
受取手形	0
売掛金	3,246
商品及び製品	1,803
その他	67
貸倒引当金	△534
固定資産	11,246
有形固定資産	3,558
建物及び構築物	1,471
土地	1,974
リース資産	60
その他	53
無形固定資産	137
ソフトウエア	126
その他	11
投資その他の資産	7,550
投資有価証券	7,482
長期貸付金	3
破産更生債権等	295
その他	53
貸倒引当金	△283
資産合計	18,147

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	3,443
買掛金	2,532
短期借入金	200
1年内返済予定の長期借入金	410
リース債務	27
未払法人税等	10
賞与引当金	41
その他	220
固定負債	2,452
長期借入金	199
リース債務	38
繰延税金負債	1,453
退職給付に係る負債	467
資産除去債務	26
その他	266
負債合計	5,895
(純資産の部)	
株主資本	9,014
資本金	1,541
資本剰余金	402
利益剰余金	7,870
自己株式	△800
その他の包括利益累計額	3,221
その他有価証券評価差額金	3,221
非支配株主持分	14
純資産合計	12,251
負債純資産合計	18,147

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) (単位：百万円)

科目	金額
売上高	37,592
売上原価	34,842
売上総利益	2,749
販売費及び一般管理費	2,902
営業損失	152
営業外収益	253
営業外費用	3
経常利益	98
特別利益	74
固定資産売却益	72
投資有価証券売却益	2
特別損失	0
固定資産除却損	0
税金等調整前当期純利益	172
法人税、住民税及び事業税	10
法人税等調整額	0
当期純利益	161
非支配株主に帰属する当期純利益	1
親会社株主に帰属する当期純利益	160

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日 残高	1,541	402	7,805	△800	8,950
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△95		△95
自己株式の取得				△0	△0
親会社株主に帰属する当期純利益			160		160
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	64	△0	64
2022年3月31日 残高	1,541	402	7,870	△800	9,014

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
2021年4月1日 残高	3,254	3,254	13	12,218
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△95
自己株式の取得				△0
親会社株主に帰属する当期純利益				160
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△32	△32	1	△31
連結会計年度中の変動額合計	△32	△32	1	33
2022年3月31日 残高	3,221	3,221	14	12,251

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数	4社
・主要な連結子会社の名称	株式会社ハンスイ 川崎丸魚株式会社 館山丸魚株式会社 株式会社横浜魚市場運送

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。

なお、債券のうち「取得原価」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法（定期法）によっております。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品及び製品 主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウエア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ・その他の無形固定資産 定額法によっております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等は、財務内容評価法によっております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えて、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社である川崎丸魚株式会社（以下、当社等）は、鮮魚・冷凍・塩干加工他の水産物（以下、物品）を主要顧客である仲卸業者又は小売業者へ販売する水産物卸売事業を行っております。

取引の形態としまして、荷主業者（仕入先）から買付けた物品を顧客に対して販売する取引である買付販売取引と、「横浜市中央卸売市場業務条例」、「川崎市中央卸売市場業務条例」、「川崎市地方卸売市場業務条例」及び「受託契約約款」に基づき、受託者である当社等が、委託者である荷主業者の指定する物品（以下、受託物品）を、横浜市・川崎市中央卸売市場内及び川崎市地方卸売市場内において顧客に対して販売する取引である受託販売取引が存在しております。それぞれの収益の認識基準は以下のとおりであります。

イ. 買付販売取引

顧客との間で締結した取引基本契約書及び注文書等を契約として識別し、顧客への物品の供給を履行義務としております。物品の供給は、顧客への引渡し又は名義変更を通じて行われ、物品の引渡し後、又は名義変更完了後に顧客の管理下に置かれ、物品に対する支配が顧客へ移転するため、引渡し又は名義変更完了時点で収益を認識しております。

ロ. 受託販売取引

顧客との間で締結した取引基本契約書及び注文書等を契約として識別し、顧客への受託物品の供給を履行義務としており、買付販売取引と同様に受託物品の引渡し又は名義変更完了時点で収益を認識しております。なお、受託契約約款上、荷主業者から当社等に対して代理権が授与されているため、同取引を代理人取引と判断し、卸売手数料の純額で収益を認識しております。

ただし、買付販売取引及び受託販売取引において物品配送又は受託物品配送があった場合は、出荷時から顧客への支配移転までの期間が通常の期間（1日未満）であるため、出荷時に収益を認識しております。

なお、連結子会社である株式会社ハンスイ及び館山丸魚株式会社は水産物販売事業を行っておりますが、水産物販売事業におきましては、受託販売取引を行わないこと以外は、上記買付販売取引の記載と概ね同内容であります。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 「収益認識に関する会計基準等」の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することいたしました。これにより、従来は本人取引として対価の総額で収益を認識していた受託販売取引につきましては、代理人取引であるとの判断の下、卸売手数料の純額で収益を認識しております。また、従来は販売費及び一般管理費に計上していた顧客に支払われる対価の一部につきましては、売上高より減額しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。経過的な取扱いでは、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合に累計的影響があれば、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減することになっておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」に分けて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は7,874百万円、売上原価は7,583百万円、販売費及び一般管理費は290百万円それぞれ減少しております。

(2) 「時価の算定に関する会計基準等」の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することいたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこといたしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

「貸倒引当金」

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
818百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貸倒懸念債権に関する貸倒引当金は、財務内容評価法により、個別に回収可能性を勘案した上で回収不能額を見積り、金額を算定しております。これらの見積りは、新型コロナウイルス感染症による影響が翌連結会計年度以降も一定期間にわたり継続するという仮定のもとで行っております。

新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期を予測することは非常に困難ですが、その影響の長期化等により、取引先の財政状態の更なる悪化を引き起こし、支払能力が低下した場合には、追加の貸倒引当金が計上され、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

有形固定資産の減価償却累計額 1,294百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	7,261千株	-千株	-千株	7,261千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	894千株	0千株	-千株	894千株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2021年6月25日開催の第85回定時株主総会決議による配当に関する事項

- イ. 配当金の総額 95百万円
- ロ. 1株当たり配当額 15円
- ハ. 基準日 2021年3月31日
- 二. 効力発生日 2021年6月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2022年6月24日開催の第86回定時株主総会において、次の議案を付議する予定であります。

普通株式の配当に関する事項

- イ. 配当金の総額 114百万円
- ロ. 1株当たり配当額 18円
- ハ. 基準日 2022年3月31日
- 二. 効力発生日 2022年6月27日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主として短期的な預金等で資金運用しており、また、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余剰資金については、安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、原則として1ヶ月以内の回収を基本としております。当該リスクに関しては、債権管理部署において取引先ごとに期日及び残高管理を行い、回収遅延の恐れがあるときは適切な処理を取るようにしております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や財政状態を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金や設備投資等に必要な資金の調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新することで、手許流動性が十分であることを確認し、流動性リスクを管理するとともに、当座貸越契約を主要取引銀行との間に設定することで手許流動性を確保しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券(*3)	7,226	7,226	—
資産計	7,226	7,226	—
長期借入金(*4)	609	608	△1
負債計	609	608	△1

(*1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 「受取手形」、「売掛金」及び「買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*)3) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
非上場株式	256

(*)4) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	2,315	—	—	—
受取手形	0	—	—	—
売掛金	3,246	—	—	—
合計	5,562	—	—	—

(注) 2. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
長期借入金	410	160	24	14	—	—
合計	410	160	24	14	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価				合計
	レベル1	レベル2	レベル3		
投資有価証券					
その他有価証券					
株式	7,119	—	—	—	7,119
資産計	7,119	—	—	—	7,119

(注) 投資信託の時価は上記に含めておりません。投資信託の連結貸借対照表計上額は107百万円であります。

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	608	—	608
負債計	—	608	—	608

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 有価証券に関する注記

(単位：百万円)

	種類	取得原価または償却原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表 計上額が取得原価 または償却原価を 超えるもの	(1) 株式	2,449	7,103	4,653
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
連結貸借対照表 計上額が取得原価 または償却原価を 超えないもの	(3) その他	17	17	0
	(1) 株式	19	15	△3
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
合計	③ その他	—	—	—
	(3) その他	99	89	△10
合計		2,586	7,226	4,640

8. 賃貸不動産に関する注記

当社は、賃貸オフィス及び賃貸住宅を所有しております。これらの賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は次のとおりであります。

(単位：百万円)

用途	連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
住宅	1,820	709	2,529	2,807
合計	1,820	709	2,529	2,807

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は次のとおりであります。
増加額 住宅用不動産の取得 906百万円
3. 当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は次のとおりであります。
減少額 住宅用不動産の売却 171百万円
4. 当連結会計年度末の時価は、対象資産の重要性が乏しいため「直近の取得価額」及び「固定資産評価額」を基礎とし、合理的に算定した金額であります。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				
	水産物 卸売事業	水産物 販売事業	不動産等 賃貸事業	運送事業	計
売上高					
鮮魚	8,677	—	—	—	8,677
冷凍	10,790	—	—	—	10,790
塩干加工他	10,474	—	—	—	10,474
水産物一般	—	7,284	—	—	7,284
運送	—	—	—	250	250
顧客との契約から生じる収益	29,942	7,284	—	250	37,477
その他の収益	—	—	114	—	114
外部顧客への売上高	29,942	7,284	114	250	37,592

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

① 契約及び履行義務に関する情報

当社及び連結子会社である川崎丸魚株式会社、株式会社ハンスイ及び館山丸魚株式会社が行っている主要な事業（水産物卸売事業及び水産物販売事業）における主な契約及び履行義務の内容は、「連結注記表 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（5）会計方針に関する事項、⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

この履行義務に対する取引の対価は、履行義務充足後、概ね1年以内（原則として1ヶ月以内を基本とし、別途支払条件を定める場合はそれに準ずる）に受領しており、重要な金融要素は含まれておらず、重要な金融要素は含まれておりません。

イ. 水産物卸売事業

・買付販売取引

当社及び川崎丸魚株式会社（以下、当社等）が行っている水産物卸売事業の取引の形態としまして、「連結注記表 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（5）会計方針に関する事項、⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、物品を取り扱う買付販売取引と、受託物品を取り扱う受託販売取引が存在しております。

買付販売取引に関して、当社等は、物品の検品以降、物理的な保管責任を負っており、法的所有権を有しております。また、在庫リスク及び価格決定裁量権も有していることから、物品が顧客に提供される前に物品を当社等が支配していると判断し、総額で収益を認識しております。

・受託販売取引
受託販売取引に関して、当社等は、受託物品の検品以降、物理的な保管責任を負っておりますが、法的所有権は荷主業者から当社等を介して瞬時に顧客へ移転するため実質的に有しております、受託物品が顧客に提供される前に受託物品を当社等が支配している状況にはないと判断しております。また、受託販売取引における当社等の在庫リスク及び価格決定裁量権は限定的に有しているものの、受託契約約款上、荷主業者から当社等に対して代理権が授与されているため、同取引を代理人取引と判断し、卸売手数料の純額で収益を認識しております。

□. 水産物販売事業

株式会社ハンスイ及び館山丸魚株式会社が行っている水産物販売事業の取引の形態は、「連結注記表 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (5) 会計方針に関する事項、⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、物品を取り扱う買付販売取引のみであり、水産物卸売事業同様、総額で収益を認識しております。

②取引価格の算定に関する情報

水産物卸売事業及び水産物販売事業において、リベートやセンターフィー、物流費等、売上高の一定の割合に応じて顧客に支払われる対価につきましては、売上高より減額しております。

③履行義務の充足時点に関する情報

水産物卸売事業及び水産物販売事業における履行義務を充足する通常の時点は、「連結注記表 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (5) 会計方針に関する事項、⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,921円89銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 25円16銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	5,333
現金及び預金	1,573
売掛金	2,936
商品及び製品	1,265
前払費用	6
その他	63
貸倒引当金	△511
固定資産	11,378
有形固定資産	3,321
建物	1,295
構築物	3
機械及び装置	15
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	32
土地	1,974
無形固定資産	119
ソフトウエア	111
その他	8
投資その他の資産	7,938
投資有価証券	7,464
関係会社株式	417
長期貸付金	3
破産更生債権等	261
出資金	10
その他	33
貸倒引当金	△252
資産合計	16,712

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	2,498
受託販売未払金	162
買掛金	1,727
1年内返済予定の長期借入金	406
未払金	113
未払法人税等	7
未払消費税等	12
未払費用	26
預り金	13
賞与引当金	28
その他	0
固定負債	2,229
長期借入金	149
繰延税金負債	1,452
退職給付引当金	366
長期未払金	31
資産除去債務	21
長期預り保証金	207
負債合計	4,727
(純資産の部)	
株主資本	8,763
資本金	1,541
資本剰余金	376
資本準備金	376
利益剰余金	7,644
利益準備金	385
その他利益剰余金	7,259
圧縮記帳積立金	169
事業再編積立金	22
施設整備積立金	200
別途積立金	6,550
繰越利益剰余金	316
自己株式	△800
評価・換算差額等	3,221
その他有価証券評価差額金	3,221
純資産合計	11,985
負債純資産合計	16,712

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	29,247
売上原価	27,486
売上総利益	1,761
販売費及び一般管理費	1,834
営業損失	72
営業外収益	267
営業外費用	1
経常利益	193
特別利益	74
固定資産売却益	72
投資有価証券売却益	2
特別損失	51
固定資産除却損	0
子会社株式評価損	51
税引前当期純利益	216
法人税、住民税及び事業税	2
法人税等調整額	△0
当期純利益	214

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						自己 株式	株主 資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利 益 準備金	圧縮記帳 積立金	事業再編 積立金	施設整備 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金		
2021年4月1日残高	1,541	376	376	385	170	22	200	6,150	597	7,525	△800
事業年度中の変動額											
圧縮記帳積立金の取崩し					△0				0	—	—
別途積立金の積立								400	△400	—	—
剩余金の配当									△95	△95	△95
当期純利益								214	214		214
自己株式の取得										△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）											
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△0	—	—	400	△280	118	△0
2022年3月31日残高	1,541	376	376	385	169	22	200	6,550	316	7,644	△800
	評価・換算差額等			純資産合計							
	その他有価証券評価差額金			純資産合計							
2021年4月1日残高	3,254			11,898							
事業年度中の変動額											
圧縮記帳積立金の取崩し				—							
別途積立金の積立				—							
剩余金の配当				△95							
当期純利益				214							
自己株式の取得				△0							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△32			△32							
事業年度中の変動額合計	△32			86							
2022年3月31日残高	3,221			11,985							

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの
- ・市場価格のない株式等

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

移動平均法による原価法によっております。

なお、債券のうち「取得原価」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法（定額法）によっております。

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品及び製品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウエア
- ・その他の無形固定資産

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
定額法によっております。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等は、財務内容評価法によって計上しております。

従業員に対する賞与支給に備えて、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③ 退職給付引当金

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、鮮魚・冷凍・塩干加工他の水産物（以下、物品）を主要顧客である仲卸業者又は小売業者へ販売する水産物卸売事業を行っております。

取引の形態としまして、荷主業者（仕入先）から買付けた物品を顧客に対して販売する取引である買付販売取引と、「横浜市中央卸売市場業務条例」及び「受託契約約款」に基づき、受託者である当社が、委託者である荷主業者の指定する物品（以下、受託物品）を、横浜市中央卸売市場内において顧客に対して販売する取引である受託販売取引が存在しております。それぞれの収益の認識基準は以下のとおりであります。

① 買付販売取引

顧客との間で締結した取引基本契約書及び注文書等を契約として識別し、顧客への物品の供給を履行義務としております。物品の供給は、顧客への引渡し又は名義変更を通じて行われ、物品の引渡し後、又は名義変更完了後に顧客の管理下に置かれ、物品に対する支配が顧客へ移転するため、引渡し又は名義変更完了時点で収益を認識しております。

② 受託販売取引

顧客との間で締結した取引基本契約書及び注文書等を契約として識別し、顧客への受託物品の供給を履行義務としており、買付販売取引と同様に受託物品の引渡し又は名義変更完了時点で収益を認識しております。

なお、受託契約約款上、荷主業者から当社に対して代理権が授与されているため、同取引を代理人取引と判断し、卸手数料の純額で収益を認識しております。

ただし、買付販売取引及び受託販売取引において物品配送又は受託物品配送があった場合は、出荷時から顧客への支配移転までの期間が通常の期間（1日未満）であるため、出荷時に収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要事項

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」

（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 「収益認識に関する会計基準等」の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、従来は本人取引として対価の総額で収益を認識していた受託販売取引につきましては、代理人取引であるとの判断の下、卸売手数料の純額で収益を認識しております。また、従来は販売費及び一般管理費に計上していた顧客に支払われる対価の一部につきましては、売上高より減額しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。経過的な取扱いでは、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合に累計的影響があれば、当事業年度の期首の利益剰余金に加減することになっておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の損益計算書は、売上高は7,591百万円、売上原価は7,440百万円、販売費及び一般管理費は150百万円それぞれ減少しております。

(2) 「時価の算定に関する会計基準等」の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

「貸倒引当金」

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

763百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貸倒懸念債権に関する貸倒引当金は、財務内容評価法により、個別に回収可能性を勘案した上で回収不能額を見積り、金額を算定しております。これらの見積りは、新型コロナウイルス感染症による影響が翌事業年度以降も一定期間にわたり継続するという仮定のもとで行っております。

新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期を予測することは非常に困難でありますが、その影響の長期化等により、取引先の財政状態の更なる悪化を引き起こし、支払能力が低下した場合には、追加の貸倒引当金が計上され、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

有形固定資産の減価償却累計額	854百万円
----------------	--------

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	671百万円
② 長期金銭債権	9百万円
③ 短期金銭債務	16百万円

(3) 取締役及び監査役に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

長期金銭債務	31百万円
--------	-------

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引の取引高

売上高	4,023百万円
仕入高	50百万円
その他営業取引高	92百万円

(2) 営業取引以外の取引高

18百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	894千株	0千株	-千株	894千株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は次のとおりであります。

(繰延税金資産)	
貸倒引当金	233百万円
長期未払金	9百万円
退職給付引当金	112百万円
賞与引当金	8百万円
固定資産減損	52百万円
株式評価損	37百万円
子会社株式減損	15百万円
資産除去債務	6百万円
繰越欠損金	73百万円
その他	2百万円
繰延税金資産小計	551百万円
評価性引当額	509百万円
繰延税金資産合計	42百万円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△1,418百万円
有価証券譲渡損	△0百万円
有形固定資産（資産除去債務分）	△0百万円
圧縮記帳積立金	△74百万円
繰延税金負債合計	△1,494百万円
繰延税金資産（負債）純額	△1,452百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった項目別の内訳は次のとおりであります。

法定実効税率	30.57%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.55%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.43%
評価性引当額	△22.95%
評価性引当額（地方税のみ）	△5.34%
軽減税率 事業税	△0.02%
住民税均等割額	1.77%
その他	3.82%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>0.97%</u>

8. 企業結合に関する注記

該当事項はありません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社ハンスイ	所有 直接100.0%	商品の販売 役員の兼任	商品の販売	2,078	売掛金	482
子会社	川崎丸魚株式会社	所有 直接 51.0%	商品の販売 役員の兼任	商品の販売	1,726	売掛金	169

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引条件は、市場の実勢価格で決定しております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 9.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,882円39銭
(2) 1株当たり当期純利益	33円69銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

横浜丸魚株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
横 浜 事 務 所
指定有限責任社員 公認会計士 三 澤 幸之助
業務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 西 川 福 之
業 务 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、横浜丸魚株式会社の2021年4月1日から2022年3月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、横浜丸魚株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。

監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するためには、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

横浜丸魚株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
横浜事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三澤 幸之助
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 西川 福之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、横浜丸魚株式会社の2021年4月1日から2022年3月31までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第86期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等並びに会計監査人からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

横浜丸魚株式会社 監査役会

常勤監査役 多紀知彦 ㊞
社外監査役 牛嶋素一 ㊞
社外監査役 鯉沼一光 ㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金処分の件

当社は、各事業年度の連結自己資本配当率（DOE）に基づき株主各位への安定的な配当を継続することを基本方針としております。当期の剰余金の処分につきましては、この基本方針に沿った経営体質の強化と安定配当の維持等を総合的に勘案して、下記のとおりといたしたいと存じます。

なお、普通配当といたしまして、前期末配当より3円増配することとし、1株当たり18円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭といたします。
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき、金 18円 配当総額 114,604,938円
剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1)株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めることが義務付けられるところから、変更案第13条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2)株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようとするため、変更案第13条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3)株主総会資料の電子提供制度が導入されると、現行定款第13条（株主総会参考書類インターネット開示）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4)上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類インターネット開示)</u></p> <p><u>第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
(新 設)	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 定款第13条（株主総会参考書類インターネット開示）の削除及び定款第13条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示）は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
(新 設)	

第3号議案

取締役6名選任の件

取締役9名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営機構改革を実施し、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう3名減員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	こじま まさひろ 小島 雅裕	代表取締役社長	再任
2	まつお まさひこ 松尾 昌彦	常務取締役	再任
3	しばはら てつ 柴原 哲	常務取締役	再任
4	げんば ひでき 源波 秀樹	常務取締役	再任
5	ほり しょうこ 堀 晶子	社外取締役	再任 社外 独立
6	あおい としお 青井 俊夫	社外取締役	再任 社外 独立

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者
番号

1

再任

こじま まさひろ
小島 雅裕 (1962年5月19日生)

所有する当社の株式数 7,400株
 在任年数 1年
 取締役会出席状況 14/14回

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1985年 4月 株式会社横浜銀行入行
 2006年 3月 同行白根支店長
 2009年 4月 同行中山支店副支店長
 2013年 4月 当社入社
 2013年 7月 当社執行役員総務部長

2018年 6月 株式会社横浜魚市場運送代表取締役社長
 2020年 4月 当社執行役員本社マーケティング部長
 2021年 4月 川崎丸魚株式会社代表取締役社長
 2021年 6月 当社取締役
 2022年 4月 当社代表取締役社長（現職）
 現在に至る

取締役候補者とした理由

金融機関にて支店長等を歴任し、当社においては総務部長、マーケティング部長と幅広い分野で要職を担い、昨年度は川崎丸魚株式会社の代表取締役として当社グループの発展に貢献してまいりました。当社取締役としてその高い見識を活かし、職務を適切に遂行できる人材と判断したため、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2

再任

まつお まさひこ
松尾 昌彦 (1959年9月6日生)

所有する当社の株式数 23,100株
 在任年数 12年
 取締役会出席状況 18/18回

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1983年 4月 当社入社
 2007年 7月 当社執行役員本社営業二部長
 2009年 4月 当社執行役員本社営業一部長
 2010年 6月 当社取締役執行役員本社営業一部長
 2011年 4月 当社取締役執行役員
 本社マーケティング部長
 2012年 4月 当社取締役執行役員本社営業二部長

2014年 4月 当社取締役執行役員
 本社マーケティング部長
 2014年 6月 当社常務取締役営業副統括
 兼本社マーケティング部担当
 2016年 6月 当社常務取締役営業統括
 2019年 4月 当社常務取締役本社営業担当
 2022年 4月 当社常務取締役（現職）
 川崎丸魚株式会社代表取締役社長（現職）
 現在に至る

取締役候補者とした理由

営業二部にて業務経験を積み、営業一部、二部、マーケティング部の各部署にて要職を担い、幅広い分野で当社の発展に貢献してまいりました。当社取締役としてその多様な経験を活かし、職務を適切に遂行できる人材と判断したため、取締役候補者といたしました。

候補者 番 号	
3	

再 任

しばはら
柴原

てつ
哲
(1962年9月17日生)

所有する当社の株式数..... 6,800株
在任年数..... 2年
取締役会出席状況..... 18/18回

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1987年 4月 当社入社
2011年 4月 当社執行役員南部支社長
2015年 4月 当社執行役員本社営業二部長
2017年 4月 当社執行役員川崎北部支社営業一部長
兼マーケティング部長
2018年 4月 当社執行役員川崎北部支社営業二部長
兼マーケティング部長

2020年 6月 当社取締役執行役員川崎北部支社長代理
兼川崎北部支社営業二部長
兼川崎北部支社マーケティング部長
2021年 4月 当社取締役執行役員川崎北部支社長代理
2022年 4月 当社常務取締役川崎北部支社長（現職）
現在に至る

取締役候補者とした理由

営業二部にて業務経験を積み、旧横浜南部支社長、北部支社営業一部、二部、マーケティング部の各部署にて要職を担い、幅広い分野で当社の発展に貢献してまいりました。当社取締役としてその多様な経験を活かし、職務を適切に遂行できる人材と判断したため、取締役候補者といたしました。

候補者 番 号	
4	

再 任

げんば
源波

ひでき
秀樹
(1969年1月29日生)

所有する当社の株式数..... 2,400株
在任年数..... 1年
取締役会出席状況..... 14/14回

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1992年 4月 当社入社
2008年 4月 当社本社営業一部鮮魚課長
2011年 4月 当社本社営業一部次長
2014年 4月 当社執行役員本社営業一部長

2017年 4月 当社執行役員本社営業一部長
兼経営企画室部長
2021年 6月 当社取締役執行役員本社営業一部長
兼経営企画室部長
2022年 4月 当社常務取締役本社営業担当（現職）
現在に至る

取締役候補者とした理由

営業一部にて業務経験を積み、営業一部長、経営企画室部長を務めるなど、当社における豊富な経験を活かして当社の発展に貢献してまいりました。当社取締役としてその多様な経験を活かし、職務を適切に遂行できる人材と判断したため、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

5

再任

社外

独立

ほり
堀

しょうこ
晶子

(1967年3月13日生)

所有する当社の株式数……

0株

在任年数……

3年

取締役会出席状況……

18/18回

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1993年 4月 弁護士登録
2009年 8月 佐藤・堀法律事務所開設
2019年 6月 当社社外取締役（現職）
現在に至る

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として法令遵守の知見を有し、公正・中立の立場から、その豊富な経験と幅広い見識に基づいた意見、提言を当社のコーポレートガバナンスの強化及び会社経営に活かしていただけると判断したため、社外取締役候補者といたします。また、再任された場合は、当該知見を活かして、専門的な観点から取締役の職務の執行に対する監督、助言等をいただくことに加え、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能に関与していただく予定です。

候補者
番号

6

再任

社外

独立

あおい
青井

としお
俊夫

(1955年10月1日生)

所有する当社の株式数……

0株

在任年数……

1年

取締役会出席状況……

14/14回

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1978年 4月	株式会社横浜銀行入行	2009年 6月	同行取締役常務執行役員融資部担当
1996年 6月	同行自由が丘支店長	2010年 4月	同行取締役常務執行役員本店営業部長
2002年 7月	同行新宿支店長	2011年 6月	兼本店ブロック営業本部長本店ブロック担当
2006年 4月	同行執行役員厚木支店長	2014年 3月	社団法人横浜銀行協会専務理事（現一般社団法人）
	兼県央ブロック営業本部長	2019年 7月	三菱鉛筆株式会社社外監査役
2008年 4月	同行常務執行役員川崎ブロック営業本部長	2021年 6月	株式会社レンプレントホールディングス顧問（現職）
2009年 4月	兼横浜北ブロック営業本部長		当社社外取締役（現職）
	同行常務執行役員融資部担当		現在に至る

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

金融機関で要職を歴任される中で培った経営全般にわたる優れた知識と経験から、社内取締役とは異なる観点で経営に関する適切な助言を得られると判断したため、社外取締役候補者といたします。また、再任された場合は、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導していただく予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 2. 堀 晶子氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
 3. 堀 晶子氏は、社外取締役候補者であります。また当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

4. 青井 俊夫氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 青井 俊夫氏は、社外取締役候補者であります。また当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、堀 晶子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、青井 俊夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

第4号議案

監査役1名選任の件

監査役 鯉沼 一光氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより前任者の任期満了の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

**新任
社外**

ふなき
舟木

けんじ
謙二

(1961年6月30日生)

所有する当社の株式数	0株
在任年数	—
取締役会出席状況	—
監査役会出席状況	—

**略歴、当社における地位
(重要な兼職の状況)**

1984年 4月	大洋漁業株式会社入社（現マルハニチロ株式会社）	2017年 4月	同社執行役員北米ユニット北米事業一部長
2011年 4月	株式会社マルハニチロ水産 水産第一部長	2018年 4月	同社執行役員北米ユニット長（北米駐在）
2014年 4月	マルハニチロ株式会社 北米ユニット 北米事業部長	2020年 4月	同社執行役員北米・欧州ユニット長（北米駐在）
2015年 4月	同社北米ユニット北米事業一部長	2021年 4月	同社常務執行役員養殖・海外各ユニット長 水産資源セグメント副担当（現職） 現在に至る

社外監査役候補者とした理由

これまで培ってきた水産業界でのビジネス経験や、幅広い見識を当社の監査体制の強化に活かしていただけ
ると判断し、社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 舟木 謙二氏は新任の社外監査役候補者であります。

第5号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠く事になる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

社外

湯沢
ゆざわ

まこと
誠

(1950年8月24日生)

所有する当社の株式数..... 0株
在任年数 一年

略歴 (重要な兼職の状況)

1978年4月 弁護士登録
横浜総合法律事務所開設
2021年4月 相生法律事務所入所(現職)
現在に至る

補欠の社外監査役候補者とした理由

過去に会社経営に関与した経験はありませんが、主に弁護士として培われた豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般の監視に活かしていただけると判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。また、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する充分な見識を有しております、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1. 補欠監査役候補者湯沢 誠氏は、当社との間に弁護士としての顧問契約を締結しております。
2. 湯沢 誠氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

以上

メモ

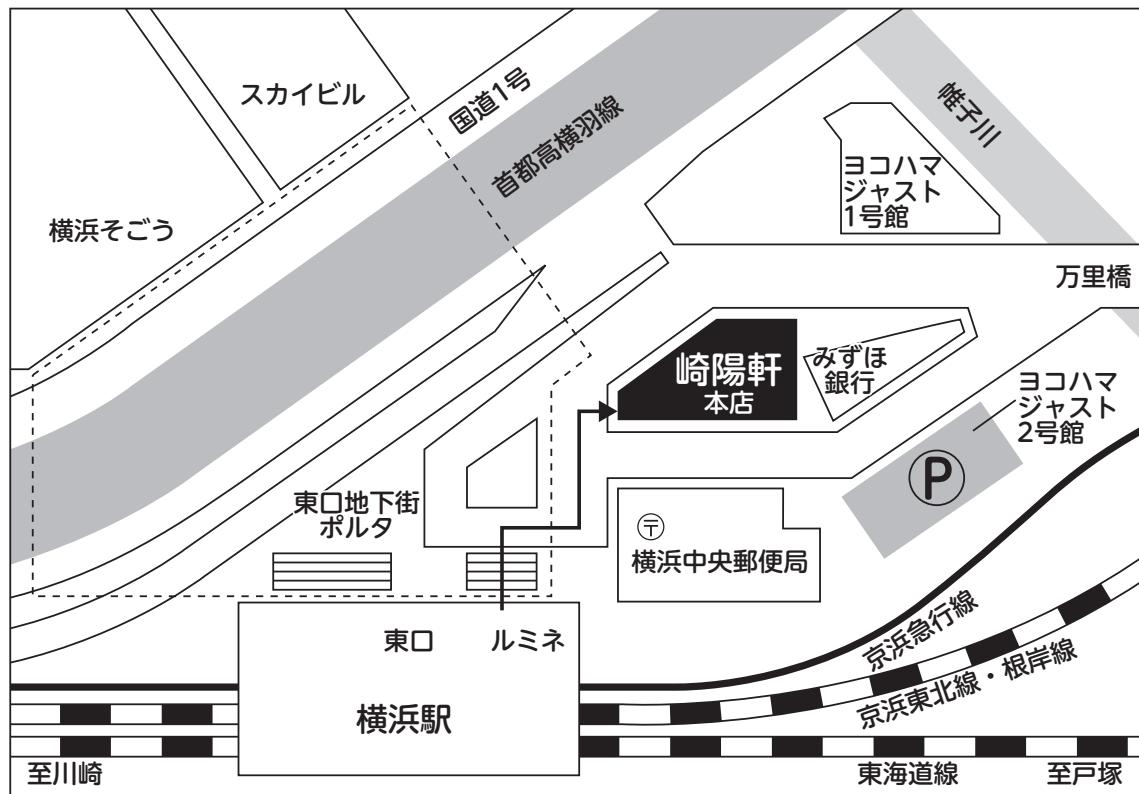
メモ

メモ

定時株主総会会場ご案内図

会場 神奈川県横浜市西区高島2丁目13番12号
崎陽軒本店5階

交通 J R・京浜急行電鉄・相模鉄道・東京急行電鉄・横浜高速鉄道・横浜市営地下鉄
横浜駅東口より徒歩1分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。



UD
FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。